

ようしきだい ごう
様式第 1 号

ねん がつ にち
年 月 日

もうしたてしよ
あっせん申立書

いばら き し ちよう さま
茨木市長様

もうしたてしや じゆうしよ
申立者 住所

しめい
氏名

れんらくさき でんわばんごう
連絡先 (電話番号)

いん
印

いばらきししやうがい ひと ひと とも い じやうれいだい じやうだい こう さだ つぎ
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第10条第1項の定めにより、次
のとおりにあっせんを申立てます。

さべつ ちゆう 差別を受けたと される人	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	もうしたてしや かんけい (申立者との関係)
	れんらくさき 連絡先	
さべつ 差別をしたと される事業者	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	
	れんらくさき 連絡先	
たいしやうじあん がいよう 対象事案の概要		
もと 求めるあっせん の内容		
たさんこう その他参考と なる事項		

ちゆう もうしたてしや しめい じひつ きにゆう おういん しょうりやく
(注 1) 申立者氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

ちゆう さべつ じぎやうしや ほうじん た だんたい ばあい じゆうしよらん しゅ
(注 2) 差別をしたとされる事業者が法人その他の団体である場合は、住所欄には主たる
じむしょまた じぎやうしよしよざいち しめいらん めいしやうおよ だいひやうしや しめい きさい
事務所又は事業所所在地を氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載してください。

ちゆう たいしやうじあん がいよう およ もと ないよう きにゆう らん ふそく
(注 3) 「対象事案の概要」及び「求めるあっせんの内容」について、記入する欄が不足する
ばあい べつし ようしきと うえ ていしゆつ
場合は別紙 (様式問わず) に記載の上、提出してください。

もうしたてしゃ
申立者

さま
様

いばら き し ちよう
茨木市長

あっせんかいしつうちしよ
あっせん開始通知書

あなたから ねん がつ にち もうした
年 月 日に申立てがあった、あなたと どの間の
じあん 事案のあっせんについて、いばらきししようがい ひと ひと とも い じようれいだい じよう
第3項の定めにより、次のとおりかいし することとしましたので、いばらきししようがい ひと ひと
も共に生きるまちづくり じようれいしこうきそくだい じようだい こう さだ ふうち
条例施行規則第4条第1項の定めにより、通知します。

き
記

1 じあんばんごう
事案番号

2 あっせんをする者 もの いばらきししようがいしやさべつかいしやうしえんきやうぎかい
茨木市障害者差別解消支援協議会

だい
第
ねん
年
が
つ
月
ごう
号
に
ち
日

さま
様

いばら き し ちょう
茨 木 市 長

つう ち しよ
通 知 書

あなたから ねん がつ にち もうした のあつたあなたと あいだ じあん との間の事案
のあつせんについては、つぎ りゆう によりあつせんを行うことが 適切 ではないと認められますの
で、いばらきししょうがい ひと ひと とも い じょうれいしこうきそくだい じょう さだ
通知します。

き
記

1 じあんばんごう
事案番号

2 り ゆう
理 由

だい
第
ねん
年
が
月
ごう
号
に
ち
日

ひ もうしたてしゃ
被申立者

さま
様

いばら き し ちよう
茨木市長

かいしつうちしよ
あっせん開始通知書

もうしたてしゃ
申立者 から ねん 年 が 月 に ち 日 に 申立てがあったあなたとの間の事案の
あっせんについて、いばらきししょうがい
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第11条第3項
の定めにより、次のとおり開始することとしましたので、通知します。

き
記

1 じあんばんごう
事案番号

2 ものの
あっせんをする者 いばらきししょうがいしゃさべつかいしょうしえんきようぎかい
茨木市障害者差別解消支援協議会

3 申立ての概要
あっせん

4 りゆういじごう
留意事項

(1) いばらきししょうがいしゃさべつかいしょうしえんきようぎかい
茨木市障害者差別解消支援協議会によるあっせんとは、とうきようぎかい じあん とうじしゃ
当協議会が事案当事者の
あいだ はい とうじしゃかん はな あ かいけつ うなが
間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促す ものです。あっせんの期日等具体的な
てつづき
手続については、おし
追ってお知らせします。

(2) あっせんの手続に参加する意思がない場合には、ねん 年 が 月 に ち 日 までにその旨を
とうきようぎかい つうち
当協議会あて通知してください。

(3) この他、あっせん申立てに関する事案の解決に向け、いばらきししょうがい
茨木市障害のある人もない人も
とも い
共に生きるまちづくり条例に定めるところにより、とりあつか
取扱います。

だい
第
ねん
年

がつ
月

ごう
号
にち
日

もうしたてしゃ
申立者

さま かくつう
様 (各通)

ひ もうしたてしゃ
被申立者

いばらきししょうがいしやさべつかいしょうしえんきようぎかい かいちょう
茨木市障害者差別解消支援協議会 会長

あっせん (あん) について (ていじ)

ねん がつ にちづ だい ごう により いばらきしちょう かいし つうち じあん
年 月 日付 第 号により茨木市長があっせん開始を通知した事案に
ついて、つぎ 次のとおりあっせん (あん) をていじ 提示します。

き
記

1 じあんばんごう
事案番号

2 あっせんあん ないよう
あっせん案の内容

3 う い もと りゆう
受け入れを求める理由

4 う い こと きげんおよ ほうほう
受け入れるかどうかを答える期限及びその方法

5 た
その他

だい
第
ねん
年

がつ
月

ごう
号
にち
日

もうしたてしや
申立者

さま かくつう
様 (各通)

ひ もうしたてしや
被申立者

いばらきししょうがいしやまべつかいしょうしえんきょうぎかい かいちょう
茨木市障害者差別解消支援協議会 会長

ごういないよう つうち
合意内容について (通知)

ねん がつ にちづ だい
年 月 日付け第
ないよう つうち
内容を通知します。

ごう ていじ あん つぎ ごうい
号で提示したあっせん (案) について、次のとおり合意

き
記

1 じあんぼんごう
事案番号

2 ごういないよう
合意内容

だい
第
ねん
年

がつ
月

ごう
号
にち
日

もうしたてしや
申立者

さま かくつう
様 (各通)

ひ もうしたてしや
被申立者

いばら き し ちよう
茨木市長

しゅうりようつうちしよ
あっせん終了通知書

ねん がつ にちづ だい ごと つうち あんけん いばら きししやうがい ひと
年 月 日付け第 号で通知した案件については、茨木市障害のある人も
ひと とも い じやうれいしこうきそく い か きそく だい じやう さだ
ない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の定めによ
り、次の理由によって終了することとしましたので、規則第6条第2項の定めにより通知
つぎ りゆう しゅうりよう きそくだい じやうだい こう さだ つうち
します。

き
記

1 じあんばんごう
事案番号

2 り ゆう
理由

りゆうきさいれい
(理由記載例)

- ・ あっせんにより とうがいじあん かいけつ
当該事案が解決したため
- ・ 当該事案の解決の見込みがないと認められたため
とうがいじあん かいけつ み こ みと

だい
第
ねん
年

がつ
月

ごう
号
にち
日

いばら き し ちよう さま
茨 木 市 長 様

もうしたてしや じゆうしよ
申 立 者 住 所

しめい
氏 名

れんらくさき でんわばんごう
連 絡 先 (電 話 番 号)

いん
印

もうしたてとりさ しょ
あつせん申 立 取 下 げ 書

ねん がつ にち もと つぎ もうした てとりさ
年 月 日 に 求 め た 次 の あ つ せ ん の 申 立 て を 取 下 げ ま す 。

き
記

1 じあんばんごう
事 案 番 号

2 ひ もうしたてしや
被 申 立 者

だい
第
ねん
年

がつ
月

ごう
号
にち
日

ひ もうしたてしや
被 申 立 者

さま
様

いばら き し ちよう
茨 木 市 長

あっせんのもうしたとりさ
あっせんの申立て取下げについて (通知)

ねん がつ 日にちづ だい ごう につうち かいし かがわ じあん もうし
たてしや ねん がつ 日にちづ につうち かいし かがわ じあん もうし
立者より 年 月 日付け第 号により通知したあっせん開始に係る事案について、申
立てしや ねん がつ 日にちづ につうち かいし かがわ じあん もうし
立者より 年 月 日付けであっせんの申立てが取り下げられましたので通知します。

さま
様

いばら き し ちよう
茨 木 市 長

いばらきししょうがい ひと ひと とも い じょうれいだい じょうだい こう きてい かんこくおよ
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第12条第1項に規定する勧告及び
どうじょうだい こう きてい いけん ちようしゆ つうち
同条第2項に規定する意見の聴取について（通知）

ねん がつ にちづ だい ごと おこな じあん いばらきししょうがい
年 月 日付け第 号であっせんを行つた事案について、茨木市障害のあ
ひと ひと とも い じょうれい い か じょうれい だい じょうだい こう きてい
る人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定に
ひつよう そち こう かんこく よてい
より、必要な措置を講じるべきことを勧告する予定としております。

つきましては、条例第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見聴取を実施します。

き
記

1 あっせん^{ないよう}内容

2 いけん ちようしゆ び ねん がつ にち
意見の聴取日 年 月 日

3 いけんちようしゆ ばしよ
意見聴取の場所

だい 第
ねん 年
が 月
ち 日
ごう 号
に ち
に 日

かん 告
こく 告
しょ 書

さま
様

いばら き し ちょう
茨 木 市 長

ねん 年 がつ 月 にち 日 付け 第 号 により あつせん 開始 した 事案 に関して、いばら き し 茨 木 市
しょうがい 障害 の ある 人も ない 人も 共に 生きる まちづくり 条例 第 12 条 第 1 項 の 規定 により 下記 内容を
じゅたく 受諾 される よう かんこく 勧告 します。

とうがい かんこく かがわ 当該 勧告 に 係る もの じゅうしょ およ 者の 住所 及び しめい 氏名	じゅうしょ 住所	
とうがい かんこく ないよう 当該 勧告 の 内容 および 当該 勧告 に したが 従う べき ことを もと りゆう 求める 理由		
とうがい かんこく したが 当該 勧告 に 従う むね また したが 旨 又は 従わない むね い し ひょうめい 旨 の 意思 の 表明 を すべき 期限 及 び その 方法	き げん 期 限	ねん 年 がつ 月 にち 日 まで
	ほう ほう 方 法	れい らいちよう ゆうそう た (例：来庁、郵送、その他)
さんこう 参考 となる 事項		

だい
第
ねん
年

がつ
月

ころ
号
にち
日

さま
様

いばら き し ちよう
茨 木 市 長

いばらきしやうがい ひと ひと とも い じやうれいだい じやうだい ころ きてい ころひようおよ
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第13条第1項に規定する公表及び
どうじやうだい ころ きてい いけん ちようしゆ つうち
同条第2項に規定する意見の聴取について（通知）

ねん がつ にちづ だい ころ かんこく おこな じあん いばらきしやうがい ひと
年 月 日付け第 号で勧告を行った事案について、茨木市障害のある人
ひと とも い じやうれい い か じやうれい だい じやうだい ころ きてい
もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、
むね ころひよう よてい
その旨を公表する予定としております。

じやうれいだい じやうだい ころ きてい もと しゃくめいおよ しりよう ていしゆつ きかい あた
つきましては、条例第13条第2項の規定に基づき、釈明及び資料の提出の機会を与える
か き いけんちようしゆ じっし
ため、下記のとおり意見聴取を実施します。

き
記

1 あっせん ないよう
内容

2 かんこく ないよう
勧告内容

3 いけん ちようしゆ び およ
意見の聴取日及び
しりようていしゆつ び
資料提出日

ねん がつ にち
年 月 日

4 いけんちようしゆ ばしよ
意見聴取の場所